

諮問書

佐市教委文振第600号

平成24年10月15日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明 様

佐賀市教育委員会  
教育長 東島 正 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、  
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

東与賀文化ホールに設置した監視カメラ及びモニターによる、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2. 諮問理由

催物が行なわれるステージでは、客席から見える部分と舞台の袖とはカーテンで仕切られ、また事務室もステージから離れたところにあり、舞台の袖と事務室では催物の進行状況等の確認はできない。

そこで、催物の進行状況の確認をするため、監視カメラ及びモニターを設置する。

3. 所管課

教育委員会社会教育部 文化振興課

4. 管理者

特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター（指定管理者）

5. カメラ及びモニターの設置状況

① 設置時期 …… 平成8年4月

② 設置台数並び場所 …… カメラ：1台（客席の最後部上段）

モニター：2台（ステージの袖、事務室）

③ 位置図・設置状況写真 …… 別紙1、2のとおり

- ④ 稼働時間帯 …… 催物開催時
- ⑤ 記録媒体の有無 …… 無
- ⑥ カメラ設置表示 …… 有（別紙2のとおり）
- ⑦ モニター取扱者 …… 舞台の袖設置分：利用者  
事務室設置分：さが市民活動サポートセンター職員

6. カメラ取り扱いに関する規定

佐賀市東与賀文化ホール監視カメラ運用基準 …… 別紙3のとおり

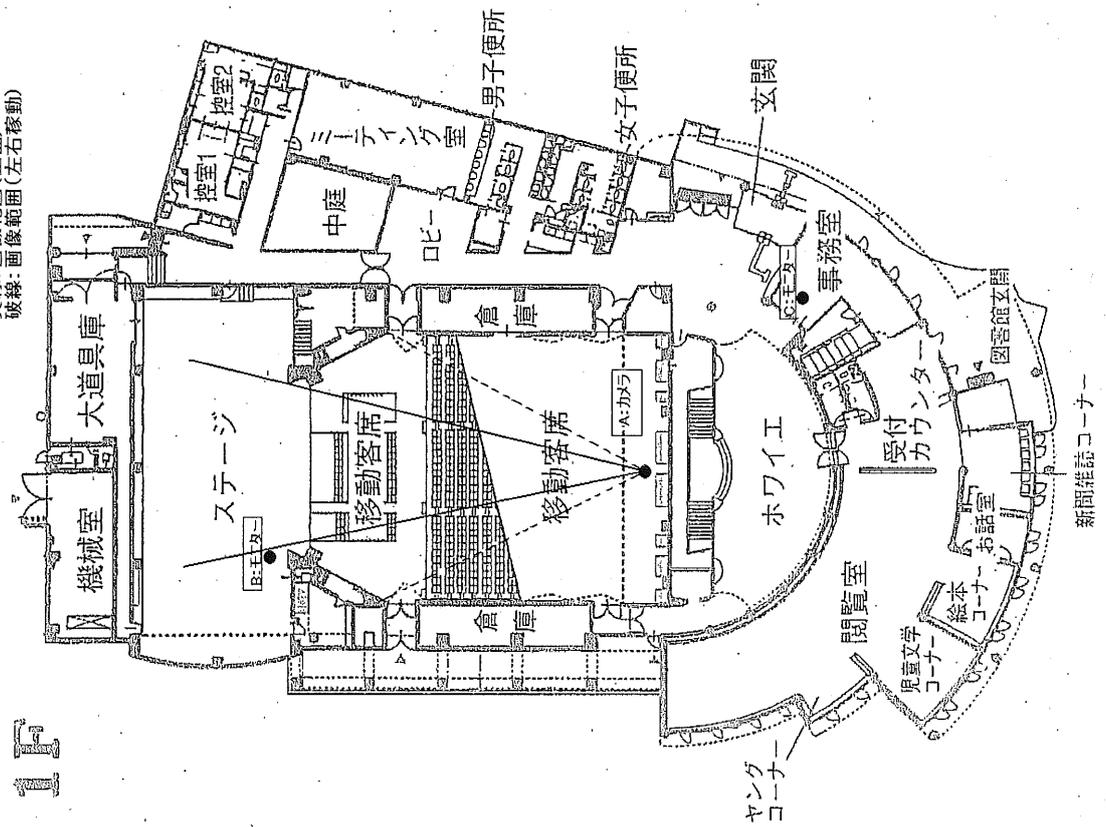
位置図

各階平面図

◎カメラ設置位置並びに画像範囲

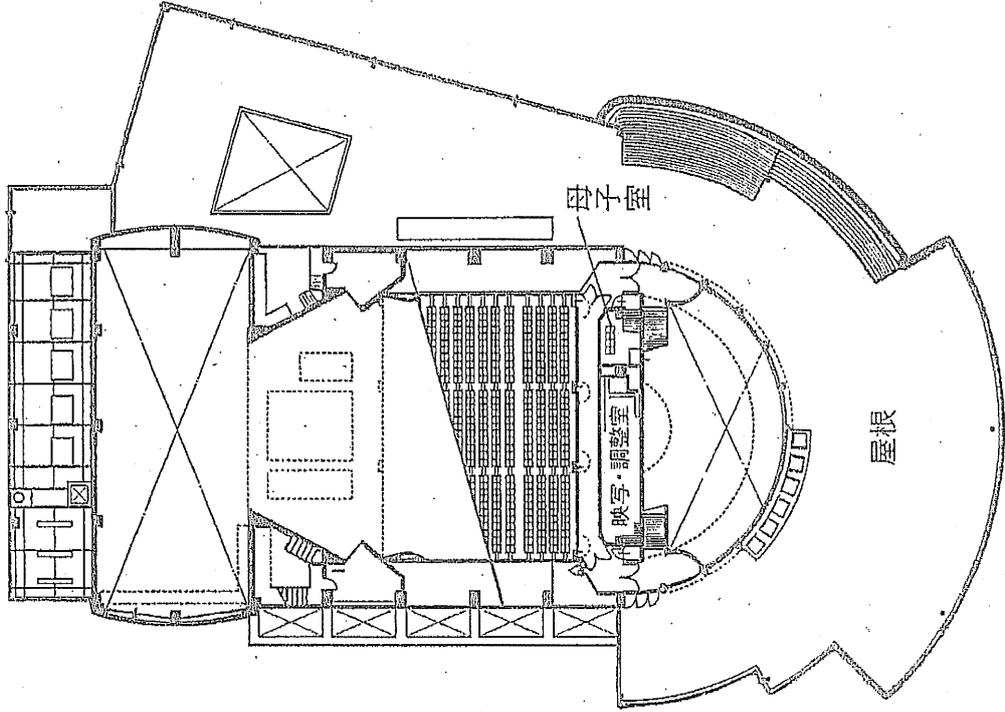
- A: カメラ設置場所
- B: モニター設置場所(袖口)
- C: モニター設置場所(事務室)

実線: 画像範囲(正面)  
破線: 画像範囲(左右移動)



1F

2F



設置状況写真（東与賀文化ホールのカメラ）

ホール（A 地点）



バックカメラ（拡大）



バックカメラ（全体）



カメラ設置の表示状況

催し物が行なわれている間は、  
進行状況を確認するため、  
撮影カメラが作動しています

表示内容

## 佐賀市東与賀文化ホール監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市東与賀文化ホールにおける催物の進行状況確認を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、佐賀市東与賀文化ホールの建物内に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター施設センター事業部東与賀ふれあい館長とする。

3 取扱者は、特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター職員の中から、管理者が指名する。

4 管理者は、監理運営上必要な場合は、第三者を取扱者として指名できるものとする。

5 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

6 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラの適正な取り扱いに努めなければならない。

### (画像の取り扱い)

第4条 監視カメラの画像は、録画を行なわないものとする。

### (委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附則

この基準は平成24年10月15日から実施する。